

広陵町自治基本条例審議会 部会構成（案）

次回以降にご審議いただく条文項目の一覧となっており、詳しい項目別の論点については、次ページ以降をご覧ください。

総則・町民・議会首長 検討ブロック		住民自治・参画と協働 検討ブロック		団体自治・行政経営 検討ブロック		
中川部会長（審議会会長）		清水部会長（審議会副会長）		事務局→全体会		
大項目	小項目	大項目	小項目	大項目	小項目	
前文						
総則	目的	情報	情報公開・共有	行政経営	町政運営の原則	
	定義		個人情報保護		総合計画	
	基本理念	住民自治	住民自治のあり方・定義		行政組織	
	基本原則		住民自治の原則		財政運営	
条例	位置づけ、体系化		地域自治組織		法務政策	
	見直し		基礎的コミュニティ		法令遵守、公益通報	
町民	運用、第三者機関	参加・参画と協働	参加、参画の権利		(情報公開・共有)	
			町民の権利と役割、責務		参加、参画と協働の制度	(個人情報保護)
	子どもの権利		参画と協働のまちづくり		説明責任、応答責任	
	事業者の役割と責務		計画等への参画		広報・広聴、パブリックコメント	
議会	町民投票		審議機関への参画	まちづくり活動への支援	行政手続	
	議会の役割、責務		まちづくり活動への支援	市民公益活動（NPO）	行政評価	
町長	議員の倫理		生涯学習	生涯学習	外部監査	
町職員	町職員の責務、地域参加		文化のまちづくり	文化振興、文化権、多文化共生	連携	国県自治体間連携
				地域資源を活かしたまちづくり		広域連携

総則・町民・議会首長検討ブロック検討項目、論点

	項目	論点
総則	◆目的	<ul style="list-style-type: none"> ●地方自治の宣言、自治の理念・原則の町民・議会・行政での共有 ●住民主体、住民自治のまちをつくる ●自治、自立した自治体の実現、住民自治の仕組みを明らかにする ●町民福祉の向上、生活の質の向上をはかる ●町民、町（議会、行政）の役割と責務 ●まちづくりの基本的事項を定める ●自治の最高規範として「広陵町自治基本条例」を策定する
	◆定義	<ul style="list-style-type: none"> ●町民の範囲 ●参画と協働、まちづくり
	◆基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりの主体としての町民を中心に据えて ●一人一人が尊重される社会（人権）、人権尊重（基本的人権、環境権、人格権、文化権） ●補完性の原則、地域分権を自治体経営の柱に ●持続可能な地域づくり ●地域自治の仕組み ●環境共生、多文化共生 ●SDGsの実現 ●町民の幸福度向上
	◆基本原則	<ul style="list-style-type: none"> ●参画と協働と地域自治・住民自治を柱に ●情報公開、情報共有、わかりやすい情報提供 ●補完性の原則 ●効率的自治体経営
条例	◆位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ●最高規範性、基本規範性は、町民、議会による承認により担保 ●条例・規則・要綱類、計画、施策は自治基本条例に基づく
	◆体系化	<ul style="list-style-type: none"> ●他の条例・規則等を自治基本条例に整合させる。体系化する ●総合計画との関係
	◆見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●社会情勢の変化を見極め見直し ●首長の選挙、総合計画策定・改訂との連動 ●第三者機関による審議、見直し過程における町民参画
町民	◆町民の権利と責務、役割	<ul style="list-style-type: none"> ●近隣から全町レベルまでの各段階への参画の権利 ●自主的、自発的まちづくり活動を行う権利 ●まちづくりの担い手、住民自治の主体としての責任の自覚 ●情報を得る（アクセスする）権利 ●コミュニケーション、話し合い（熟議）、意見表明、意見を聞き合う、互いの尊重 ●性別、年齢、障害のあるなし、国籍等に関わらず尊重される
	◆子どもの権利	<ul style="list-style-type: none"> ●地域社会の一員として尊重 ●健やかに育つ権利、町民および町は見守る義務 ●まちづくりを学ぶ権利 ★別条例に委任するかどうか
	◆事業者の役割と責務	<ul style="list-style-type: none"> ●事業において、地域社会との調和をはかる ●事業者等の社会的責任（CSR）、まちづくりへの参画
	◆町民投票	<ul style="list-style-type: none"> ●町政に関わる重要事項について町民の意思を確認する機会 ●常設かそのつど制定か、地方自治法上の直接請求権（法：第74条）行使か ●投票結果の位置づけ（義務づけ、尊重規定、参考意見とするなど） ★別条例に委任するかどうか <ul style="list-style-type: none"> ・投票の対象／投票権者の範囲／開票条件／投票の効果／ ・投票の発議、要請、実施手続き等

議 会	◆議会の役割、 責務	<ul style="list-style-type: none"> ●町の最高意思決定機関、町民の負託による地位 ●立場：総合的な視点を旨とする ●政策（条例、予決算、町政の重要事項）の審議機能、行政の監視機能、課題発見機能（町民の声を汲み取る機能） ●政策立案機能の強化、町政調査権、政務調査 ●討議を基本とする、町長の反問権 ●会期外活動 ●開かれた議会、町民への説明責任 ●議会への町民参加（参考人招致、公聴会、議会による地域報告会、調査委員会等） ●地方自治法にほぼ規定されている→あらためて確認する ★議会関連項目はほぼ議会基本条例に含まれる ★地方自治法等と重なる部分があるが、ここで再確認する
	◆議員の役割、 責務、倫理	<ul style="list-style-type: none"> ●町民の代表者としての自覚。町民の負託による地位。公益のために行動 ●政策形成機能の強化、調査研究、自己研鑽 ●町民の声を聞くとともに、町全体の視点から政策課題を提示する ●議決等の説明責任 ●政治倫理の遵守
	◆議会の情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として、すべての会議を公開する ●町民が傍聴しやすいように、また開かれた議会を志向する
町 長	◆町長の役割、 責務 （執行機関を 含む）	<ul style="list-style-type: none"> ●町民の信託による地位 ●本条例に基づき、公正かつ誠実に職務を執行する ●情報公開と町民および議会への説明責任 ●その権限と責任において判断し、公正、誠実かつ効率的に職務を実施する ●行政組織の運営の最高責任者 ★地方自治法等と重なる部分があるが、ここで再確認する
町 職 員	◆職員の責務、 倫理	<ul style="list-style-type: none"> ●町民の負託による地位と権限 ●町民の視線で事務を行う ●職務に必要な知識、技能等の向上に努める、研鑽をする ●町長は職員の人材育成、研修の機会を設ける ●町職員は、居住地での地域づくり活動への参画が期待される ★地方公務員法等と重なる部分があるが、ここで再確認する

住民自治・参加参画と協働検討ブロック検討項目、論点

	項目	論点
情報	◆情報公開 ・共有	<ul style="list-style-type: none"> ●町の情報は公開の原則 ●情報を公開するだけでなく、町民と共有する、わかりやすく伝える ●説明責任は情報公開から ★条例・規則に委任（広陵町情報公開条例等）
	◆個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ●個人情報の保護 ●町民の自分自身に関する情報の閲覧、訂正の権利 ●公益目的の個人情報提供の扱い（災害時、福祉目的等） → 災害対策基本法参照 ★条例・規則に委任（広陵町個人情報保護条例等）
住民自治	◆住民自治のあり方・定義、原則	<ul style="list-style-type: none"> ●住民自治の定義、住民による自主的組織（独立した運営） ●住民自治の役割を認める（公共的性格） ●住民自治活動への参画推進 ●地域コミュニティ活動の階層、それぞれの位置づけ、意義、機能・役割・権利 <ul style="list-style-type: none"> ・近隣での相互扶助、自主管理＝区・町内会・自治会（基礎的コミュニティ） ・包括型、総合型地域自治組織（小学校区等） ●行政の関わり●行政による適切な支援を行う（支配はしない） <ul style="list-style-type: none"> ・自治の尊重 ・適切な支援策 ・業務の委託 ・意見を聞く、提案等
	◆住民自治の制度（地域自治組織）	<ul style="list-style-type: none"> ●地域自治組織の位置づけ、形成支援 ●定義、要件、役割、公共的役割の認定 ●行政との関係 <ul style="list-style-type: none"> ・権能 ・地域の窓口 ・支援策 ・包括交付金等 ●地域まちづくり計画の策定 ★別条例に委任するかどうか
	◆基礎的コミュニティ（自治会）	<ul style="list-style-type: none"> ●任意団体としての基礎的コミュニティの役割の認知 ●基礎的コミュニティへの参加の推奨 ●基礎的コミュニティへの支援
参加・参画と協働	◆参画と協働のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●行政施策の企画立案、実施、評価にあたって参画と協働を原則とする ●町の役割、責務。町民の役割 ●協働の機会の拡大 ●情報提供・共有、学習の機会の提供 ●拠点施設（機能）の整備
	◆参加、参画の権利	<ul style="list-style-type: none"> ●意思形成・政策形成段階から実施過程、評価へのトータルな参画 ●町民からの提案制度 ●子どものまちづくりへの関わり機会 → 子どもの項に ●参画にあたっての条件（不当な差別の禁止、不参加による不利益はない） ●参画にあたっての町民の責務、熟議の要請 ●町の役割（参加しやすい条件づくり、多様な手法、小さな声を聞く）
	◆参加、参画と協働の制度	<ul style="list-style-type: none"> ●町民生活に大きな影響をおよぼす計画の策定、条例の制定・改廃、計画の策定、施策の実施にあたっての町民の意向を反映する仕組み ●既定の（地方自治法上の）権利の確認（直接請求、リコール等） ●町は、町民の意見、意向を尊重する ●町民の意見表明の機会、町民と行政の対話の場づくり ★別条例に委任するかどうか（町民参加条例、参画と協働を進める条例など）
	◆計画策定への参画	<ul style="list-style-type: none"> ●総合計画策定をはじめ町民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定にあたっては、企画立案段階からの参画を進める ●オープンな議論を行う

参加・参画と協働	◆審議会等への参画	<ul style="list-style-type: none"> ●原則としてすべての審議会等に、町民公募を行う ●参加にあたっては、地域、年齢、性別のバランスの取れたものとし、障がい者等の当事者にかかわる案件には当事者の参画も求める ●審議会等は原則公開（会議、議事録）
	◆まちづくり活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●活動しやすい環境づくり ●研修、力量向上の機会づくり ●補助金等支援制度、協働事業（委託等）
	◆市民公益活動(NPO)	<ul style="list-style-type: none"> ●要件（町民の自発的、自主的な公益活動） ●行政の関わり <ul style="list-style-type: none"> ・支援、活動の促進策 ・業務の委託、協働の可能性。公共サービスの担い手としての成長 ★別条例に委任するかどうか
	◆生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> ●学習の機会の保障（学習する権利） ●町民の学習への参加要請 ●まちづくり、参画と協働、町民の権利の行使等に関する学習の機会 ●町民による政策立案に関する調査研究の支援 ★別条例に委任するかどうか
文化	◆文化のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●町民の文化芸術に参画する権利（文化権） ●町民の文化芸術活動の促進 ●文化・歴史・自然等の資源の保全と活用 ●町のアイデンティティの創出 ●文化芸術基本法（2017年）、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（2012年）、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（2018年）への目配り（参酌） ★別条例に委任するかどうか